



## 苦情申立にあたっての留意事項

国保連合会の苦情処理業務は、介護保険法第176条第1項第3号及び厚生省令「運営規準」を根拠としています。

従いまして、損害賠償については介入及び仲裁はできません。また、国保連合会が行う調査は、介護サービスの実態把握を行い、介護サービスの質の向上を図ることを目的としており、当該団体及びそれに関係する個人の故意（わざと）責任・過失（あやまち）責任を追及するものではありません。この趣旨を踏まえ下記に所要事項を記載の上、提出願います。

# 同意書

苦情申し立てに関する調査及び審理等の目的において、本案件の処理が終了するまで、下記のとおり、私の個人情報を用いることに同意します。

## 記

○国保連合会職員が、利用者の施設サービス計画書等諸記録を確認し、知り得た個人情報を、介護サービス苦情処理委員会に使用すること。

○介護サービスの質をより向上させるために、監督権のある宮城県又は市町村及び私の保険者（市町村）に、調査の結果を通知すること。

年 月 日

(サービス利用者)

住 所

氏 名

㊞

(署名代行者)

氏 名

㊞

本人との関係

署名代行の理由

宮城県国民健康保険団体連合会理事長 } 殿  
介護サービス苦情処理委員会会長